

広告付き窓口番号案内システム導入に係る 情報提供依頼実施要領

令和8年7月3日

福島県喜多方市市民部市民課

1 件名

広告付き窓口番号案内システム導入情報提供依頼

2 本情報提供依頼の目的

本市市民課には、戸籍や住民異動の届出をはじめ、印鑑登録、各種証明書、マイナンバーカード、年金等多くの来庁者が窓口を訪れますが、特に繁忙期の窓口混雑緩和が喫緊の課題となっています。

そのため、来庁者の利便性向上と窓口業務の効率化に有効な窓口番号案内とあわせて民間企業等の広告を掲出することで財政負担の軽減と地域経済の活性化への寄与を図ることを目的に、広告付き窓口番号案内システム（以下「本システム」という。）の導入について検討しています。

本情報提供依頼（以下「本RFI」という。）は、本システムの導入及び運用に関する知見を広く事業者から収集し、今後の要件定義及び調達手続の参考とすることを目的として実施するものです。

3 本システムの想定概要

本市へ本システムを導入する事業者（以下、「導入事業者」という）が、本システムに民間企業等の広告を表示することにより得た広告収入等により、本システムの導入から運用（保守、消耗品等も含む）に係るすべての経費を導入事業者が負担し、本市は本システムに係る費用を負担しないものと想定しています。

また、広告用モニター設置に係る庁舎建物使用料及び電気料金相当額について、市が導入事業者から徴収することも想定しています。

想定する機能等

番号発券機能	来庁者が目的に応じてタッチパネル等を操作する、若しくは職員が来庁者に聴き取りを行いタッチパネル等を操作することにより、番号札（レシート等）を発券できること
来庁者用モニター	来庁者が、大型モニター等により番号呼出状況等を確認できること また、番号呼出時は、受付番号および受付窓口番号をピックアップして画面上で大きく表示するとともに、音声やチャイムなどで知らせること
職員用モニター	モニターを設置する等により、職員が執務席等から呼出状況を確認できること
番号呼出操作機	職員が、容易な操作により、番号の呼出、再呼出、取消操作を行うことができること
広告用モニター	大型モニターにより、来庁者へ民間企業等の広告や行政情報を発信できること

4 提供依頼事項

本実施要領を参照の上、以下の事項に関する情報を提供してください。

(1) 提案するシステム・サービスについて

ア システム・サービスの全体像及び概要図

なお、本市の想定概要と異なる点がある場合は、相違点を明確にしてください。

- イ システムが持つ機能
- ウ 自治体等への導入実績
- エ 来庁者向け・職員向け画面イメージ
- オ 番号札イメージ
- カ システムの提供形態・動作環境（クラウド等）
- キ システム機能の区分（標準機能・オプション機能の別）

(2) 導入に要する期間及び想定スケジュール

本市へのシステム導入に必要な期間及び工程（要件定義、マニュアル作成、テスト、職員向け周知、リハーサル等の期間を含むスケジュール案）

(3) 導入時に想定される貴社の実施体制

導入及び運用時のサポート体制（ヘルプデスクの対応範囲、時間、対応方法等）
また、職員からの問い合わせ対応の具体的な対応範囲・業務分担等

(4) 障害対応

障害時の体制

(5) その他本市にとって有益だと思われる提案事項

来庁者の利便性向上や業務効率化、職員の負荷軽減に資する独自のサービスや付加価値機能等

5 情報提供依頼の実施期間

令和8年7月3日（金）～令和8年8月7日（金）

6 情報提供依頼における配布資料

- (1) 広告付き窓口番号案内システム導入に係る情報提供依頼実施要（本書）
- (2) 質問票

7 調達について

本RFI結果により調達の可否、方法、時期等を検討します。

なお、調達後は5年程度の使用期間を見込んでいます。

8 提出方法

「4 提供依頼事項」について、任意様式で提出ください。なお、依頼事項のすべてが提供できない場合、一部のみの提供でも可能とします。

あわせて、システムのカatalogや紹介資料についてもご提供をお願いします。

提出資料をデータで提出可能な場合、ファイル形式は「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、

「Microsoft PowerPoint」、「Adobe Reader」で閲覧可能なファイル形式で作成してください。

電子メールで提出する場合は、10MB以下としてください。それ以上となる場合は、事前にご相談ください。

提出資料及び電子メールには、提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記してください。

9 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時まで

10 本RFIに関する質問

(1) 質問方法及び回答方法

本RFIについて質問がある場合は、次のとおり提出してください。なお、質問については、随時受け付けるものとします。

ア 受付期限 令和8年7月31日（金）午後5時まで

イ 提出方法 様式1「質問票」に記載し、電子メールにてご送付ください。

ウ 表題 RFIに関する質問（社名）

(2) 回答

質問内容に関する回答は、随時行うものとし、各事業者へ個別に電子メールで送付します。

11 担当及び資料の提出先

喜多方市市民部市民課 担当：大八木

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2

直通電話：0241-24-5225

E-mail：shimin@city.kitakata.fukushima.jp

12 留意事項

- (1) ご提供いただいた資料は、内部での検討資料として利用します。その際、情報共有の手段として複写し、又は閲覧する可能性があります。貴社に断りなく、市関係職員以外の者への提供はしません。
- (2) ご提供いただいた資料については、返却しません。
- (3) ご提供いただいた資料の内容について、後日問合せを行う場合があります。
- (4) 情報提供に関する費用については、各事業者にてご負担をお願いします。
- (5) 本情報提供依頼は、本システムの導入の検討のため幅広く情報を得ることを目的としていることから、本市が将来的に貴社のシステムを導入することや、貴社に特別の地位を確保することを約束するものではありません。